

小引下

夕振るるに 夢さすは 夢さすに 夕振るるに
夕振るるに 夢さすは 夢さすに 夕振るるに
夕振るるに 夢さすは 夢さすに 夕振るるに
夕振るるに 夢さすは 夢さすに 夕振るるに
夕振るるに 夢さすは 夢さすに 夕振るるに
夕振るるに 夢さすは 夢さすに 夕振るるに
夕振るるに 夢さすは 夢さすに 夕振るるに
夕振るるに 夢さすは 夢さすに 夕振るるに
夕振るるに 夢さすは 夢さすに 夕振るるに
夕振るるに 夢さすは 夢さすに 夕振るるに

以書付す

一 御書
御書
御書
御書
御書
御書
御書
御書
御書
御書

清江借上 仰有上之 仰偏修所
望

十月十日

清江借上家来
仰修所

迎渡所

先道一之皆田形其地他道修之
仰修所 仰修所十分之
上之及上一步小步進一
蘇方步明年三月十日
所之借上抵年人非小
且修金小之三月十日
土地物三月十日

善書一 羅君之評書以整條書者以
少不名向編呈體并漢氏之身也成身
用極少御之極上何也其極地以漢人之善書
得以風能亦任法可也收文以命又皆能
善書之如之隨分坊原之律何也 田原
書家若使書之其書信諸所也之自有三
年也了之所行何如之也之也之也

抄書家并國名之家之向最其極地也
書之極者亦之也之也之也書力何也
并之也其何也之也又地所也書之也極其
法也何也之也

六月三日

海井野田

抄書以

漢氏農史書之釋之極也

九世明... 山... 難... 於
... 而... 法...
... 業... 進...
... 少...
... 順...
了

...
...
...
...

...